

○ 調査対象魚種の拡大や調査頻度の増加等調査を強化

- ・ 50Bq/kgを超えたことのある魚種や主要水産物を中心に調査
- ・ 近隣県の調査結果を参考

沿岸性魚種等 (例：コウナゴ、スズキ、カレイ等)	水揚げや漁業管理の実態、漁期等を考慮し、県沖を区域に分け、主要水揚げ港で検体採取。表層、中層、底層等の生息域を考慮して調査。
回遊性魚種 (例：カツオ、イワシ・サバ類、サンマ等)	回遊の状況等を考慮して、漁場を千葉県から青森県の各県沖で区分（県境の正東線で区分）し、区域ごとの主要水揚げ港で検体採取。
内水面魚種 (例：ヤマメ・ワカサギ・アユ等)	漁業権の範囲等を考慮して県域を適切な区域に分け、主要区域で検体採取。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

水産物の調査では、主要な魚種や漁場、及び過去に放射性セシウム濃度が50Bq/kgを超えたことのある魚種を対象に調査を行っています。

これまでに蓄積された調査結果の分析等から、汚染の状況は、その水産物がどういった所に生息しているか等によって異なるということが分かってきています。

例えば、海面の近く、海底の近く、海面と海底の中間のうち、どこで生息しているかによって汚染状況が異なります。このため、生息域や漁期について区別し、近隣県の検査結果も考慮して検査を行っています。また、広範囲に移動するカツオ、サンマ等の回遊性の魚種については、移動の状況を踏まえ、広範囲の県で調査を行っています。

本資料への収録日：平成25年3月31日

改訂日：平成31年3月31日